

国立大学法人京都大学教育研究評議会規程等新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教育研究評議会規程 (平成16年達示第4号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員 で組織する。</p> <p>(1) 総長</p> <p>(2) 総長が指名する理事</p> <p>(3) 研究科長、地球環境学堂長、公共政策連携研究 部長及び経営管理研究部長</p> <p>(4) 研究科(次号に定めるものを除く。)の教授 各 2名</p> <p>(5) エネルギー科学研究科、アジア・アフリカ地域 研究研究科、情報学研究科、生命科学研究科及び 地球環境学堂の教授 各1名</p> <p>(6) 附置研究所の長</p> <p>(7) 高等教育研究開発推進センター、フィールド科 学教育研究センター、生態学研究センター、地域 研究統合情報センター、学術情報メディアセンタ ー及びこころの未来研究センターの長</p> <p>(8) 附属図書館長</p> <p>2 前項第4号及び第5号の評議員は、当該研究科又 は地球環境学堂の教授会の議に基づき、総長が指名 する。</p> <p>3 第1項第4号及び第5号の評議員の任期は、2年 とし、再任を妨げない。ただし、補欠の評議員の任 期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学部局長会議規程 (平成16年達示第5号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(構成)</p> <p>第2条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 研究科長、<u>総合生存学館長</u>、地球環境学堂長、 公共政策連携研究部長及び経営管理研究部長</p> <p>(4) 研究科(次号に定めるものを除く。)の教授 各 2名</p> <p>(5) エネルギー科学研究科、アジア・アフリカ地域 研究研究科、情報学研究科、生命科学研究科、<u>総 合生存学館</u>及び地球環境学堂の教授 各1名</p> <p>(6) }</p> <p>(7) }</p> <p>(8) }</p> <p>2 前項第4号及び第5号の評議員は、当該研究科、<u>総 合生存学館</u>又は地球環境学堂の教授会の議に基づ き、総長が指名する。</p> <p>3 第1項第4号及び第5号の評議員の任期は、2年 とし、再任を妨げない。ただし、補欠の評議員の任 期は、前任者の残任期間とする。</p>
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学部局長会議規程 (平成16年達示第5号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 部局長会議は、次の各号に掲げる者で組織す る。</p> <p>(1) 総長</p> <p>(2) 理事(非常勤の理事を除く。第12条第1項第 2号において同じ。)</p> <p>(3) 総長が指名する副理事</p> <p>(4) 副学長(第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(5) 研究科長</p> <p>(6) 附置研究所の長</p> <p>(7) 医学部附属病院長</p> <p>(8) 放射線生物研究センター長、生態学研究センタ ー長、地域研究統合情報センター長、フィールド 科学教育研究センター長、こころの未来研究セン ター長及び野生動物研究センター長のうちから総 長が指名するもの 1名</p>	<p>(構成)</p> <p>第3条</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p> <p>(7) }</p> <p>(8) }</p> <p>(同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(9) <u>高等教育研究開発推進機構長</u>、<u>環境安全保健機構長</u>、<u>国際交流推進機構長</u>、<u>情報環境機構長</u>、<u>図書館機構長</u>及び<u>産官学連携本部長</u></p> <p>(10) <u>物質—細胞統合システム拠点長</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(研究科長部会の構成)</p> <p>第12条 研究科長部会は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) 総長</p> <p>(2) 理事</p> <p>(3) 総長が指名する副学長（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) 研究科長</p> <p>(5) 附置研究所の長 2名</p> <p>(6) <u>高等教育研究開発推進機構長</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学施設整備委員会規程 (平成16年達示第65号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 施設担当の理事（以下「担当理事」という。）</p> <p>(2) 研究科長 5名</p> <p>(3) 研究所長又はセンター長 1名</p> <p>(4) <u>高等教育研究開発推進機構長</u>、<u>情報環境機構長</u>及び<u>図書館機構長</u></p> <p>(5) 施設部長</p> <p>(6) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 }</p> <p>(中 略)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>施設部企画課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学評価委員会規程 (平成13年達示第25号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 理事</p> <p>(2) 副学長（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 研究科長</p> <p>(4) 研究所長</p> <p>(5) センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち<u>高等教育研究開発推進機構</u>及び<u>図書館機構</u></p>	<p>(9) <u>国際高等教育院長</u>、<u>環境安全保健機構長</u>、<u>国際交流推進機構長</u>、<u>情報環境機構長</u>、<u>図書館機構長</u>及び<u>産官学連携本部長</u></p> <p>(10) (同 左)</p> <p>(11) <u>総長が指名する事務本部の部長</u></p> <p>(研究科長部会の構成)</p> <p>第12条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) <u>国際高等教育院長</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>第2条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) <u>国際高等教育院長</u>、<u>情報環境機構長</u>及び<u>図書館機構長</u></p> <p>(5) } (同 左)</p> <p>(6) }</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>施設部施設企画課</u>において処理する。</p> <p>第3条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち<u>図書館機構</u>を除く。）に定める施設等をい</p>

改 正 前	改 正 後
<p>を除く。)に定める施設等をいう。第7条第3項において同じ。)の長</p> <p>(6) 医学部附属病院長</p> <p>(7) 附属図書館長</p> <p>(8) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第7条 委員会に、点検・評価実行委員会(以下「実行委員会」という。)を置く。</p> <p>2 実行委員会は、全学的な点検・評価に係る実施に関し必要な業務を行う。</p> <p>3 実行委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 第3条第1項の委員のうちから委員会の委員長が指名する者</p> <p>(2) 研究科、研究所、センター、医学部附属病院及び附属図書館(次条において「部局」という。)の長並びに<u>高等教育研究開発推進機構長</u>の推薦に基づき担当理事が委嘱する者</p> <p>(3) 本学の教職員のうちから担当理事が委嘱する者</p> <p>4 } (略)</p> <p>5</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学人事審査委員会規程 (平成16年達示第87号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>総務部人事課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学人権委員会規程 (平成17年達示第147号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(部局人権委員会)</p> <p>第6条 部局(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち<u>高等教育研究開発推進機構</u>及び<u>図書館機構</u>を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、<u>組織規程第53条第1項の事務組織を含む。</u>)及び<u>事務本部</u>に、当該部局における人権問題等の防止に関し必要な事項及び人権問題等が生じた場合の対応を行うことを目的とする委員会(以下「部局人権委員会」という。)を置く。</p> <p>2 } (略)</p> <p>3</p> <p>(後 略)</p>	<p>う。第7条第3項において同じ。)の長</p> <p>(6) }</p> <p>(7) (同 左)</p> <p>(8) }</p> <p>2</p> <p>第7条 }</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3</p> <p>(1) }</p> <p>(2) 研究科、研究所、センター、医学部附属病院及び附属図書館(次条において「部局」という。)の長並びに<u>国際高等教育院長</u>の推薦に基づき担当理事が委嘱する者</p> <p>(3) }</p> <p>4 (同 左)</p> <p>5</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>総務部法務・コンプライアンス課</u>において処理する。</p> <p>(部局人権委員会)</p> <p>第6条 部局(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、<u>組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。</u>)、<u>事務本部</u>及び各<u>共通事務部</u>をいう。)に、当該部局における人権問題等の防止に関し必要な事項及び人権問題等が生じた場合の対応を行うことを目的とする委員会(以下「部局人権委員会」という。)を置く。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学補導会議規程 (昭和24年達示第18号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 補導会議は、次の委員で組織する。 厚生補導担当の副学長（以下「担当副学長」という。） 各研究科長、地球環境学舎長、公共政策教育部長及び経営管理教育部長 担当副学長は、補導会議を招集して議長となる。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学入学試験委員会規程 (平成18年達示第90号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 教育担当の理事（以下「担当理事」という。） (2) 各学部長 (3) <u>高等教育研究開発推進機構長</u> (4) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 } (略) 3 }</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学院文学研究科の組織に関する規程 (平成16年達示第7号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(事務組織)</p> <p>第10条 <u>文学研究科に置く事務組織</u>については、京都大学事務組織（平成16年達示第60号）の定めるところによる。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学院教育学研究科の組織に関する規程 (平成16年達示第8号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(事務組織)</p> <p>第7条 <u>教育学研究科に置く事務組織</u>については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学院法学研究科の組織に関する規程 (平成16年達示第9号)</p> <p>(前 略)</p>	<p>第2条 補導会議は、次の委員で組織する。 厚生補導担当の副学長（以下「担当副学長」という。） 各研究科長、<u>総合生存学館長</u>、地球環境学舎長、公共政策教育部長及び経営管理教育部長 担当副学長は、補導会議を招集して議長となる。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 } (同 左) (1) } (2) } (3) <u>国際高等教育院長</u> (4) } (同 左)</p> <p>2 } 3 }</p> <p>(事務組織)</p> <p>第10条 <u>文学研究科の事務組織</u>については、京都大学事務組織（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p> <p>(事務組織)</p> <p>第7条 <u>教育学研究科の事務組織</u>については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p>

改正前	改正後
<p>(事務組織) 第8条 法学研究科に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学院経済学研究科の組織に関する規程 (平成16年達示第10号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p>	<p>(事務組織) 第8条 法学研究科の事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p> <p>(事務組織)</p>
<p>第7条 経済学研究科に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学院理学研究科の組織に関する規程 (平成16年達示第11号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p>	<p>第7条 経済学研究科の事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p> <p>(事務組織)</p>
<p>第9条 理学研究科に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学院医学研究科の組織に関する規程 (平成16年達示第12号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p>	<p>第9条 理学研究科の事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p> <p>(事務組織)</p>
<p>第8条 医学研究科に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学院薬学研究科の組織に関する規程 (平成16年達示第13号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p>	<p>第8条 医学研究科の事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p> <p>(事務組織)</p>
<p>第9条 薬学研究科に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学院工学研究科の組織に関する規程 (平成16年達示第14号)</p> <p>(前 略)</p>	<p>第9条 薬学研究科の事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(事務組織) 第7条 工学研究科に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。 （後 略）</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学院農学研究科の組織に関する規程 （平成16年達示第15号）</p>	<p>(事務組織) 第7条 工学研究科の事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p>
<p>(前 略) (事務組織) 第10条 農学研究科に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。 （後 略）</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学院人間・環境学研究科の組織に関する規程 （平成16年達示第16号）</p>	<p>(事務組織) 第10条 農学研究科の事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p>
<p>(前 略) (事務組織) 第7条 人間・環境学研究科に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。 （後 略）</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学院エネルギー科学研究科の組織に関する規程 （平成16年達示第17号）</p>	<p>(事務組織) 第7条 人間・環境学研究科の事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p>
<p>(前 略) (事務組織) 第6条 エネルギー科学研究科に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。 （後 略）</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科の組織に関する規程 （平成16年達示第18号）</p>	<p>(事務組織) 第6条 エネルギー科学研究科の事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p>
<p>(前 略) (事務組織) 第7条 アジア・アフリカ地域研究研究科に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。 （後 略）</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学院情報学研究科の組織に関する規程</p>	<p>(事務組織) 第7条 アジア・アフリカ地域研究研究科の事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(平成16年達示第19号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p> <p>第9条 情報学研究科に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学院生命科学研究科の組織に関する規程</p> <p style="text-align: center;">(平成16年達示第20号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p> <p>第6条 生命科学研究科に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学院地球環境学堂及び大学院地球環境学舎の組織に関する規程</p> <p style="text-align: center;">(平成16年達示第21号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p> <p>第12条 学堂に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学院公共政策連携研究部及び大学院公共政策教育部の組織に関する規程</p> <p style="text-align: center;">(平成18年達示第4号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p> <p>第9条 研究部に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学院経営管理研究部及び大学院経営管理教育部の組織に関する規程</p> <p style="text-align: center;">(平成18年達示第5号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p> <p>第9条 研究部に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p>	<p>(事務組織)</p> <p>第9条 情報学研究科の事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p> <p>(事務組織)</p> <p>第6条 生命科学研究科の事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p> <p>(事務組織)</p> <p>第12条 学堂の事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p> <p>(事務組織)</p> <p>第9条 研究部の事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p> <p>(事務組織)</p> <p>第9条 研究部の事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学化学研究所規程 (平成16年達示第32号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p> <p>第9条 化学研究所に置く事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学再生医科学研究所規程 (平成16年達示第34号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p> <p>第8条 再生医科学研究所に置く事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学エネルギー理工学研究所規程 (平成16年達示第35号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p> <p>第8条 エネルギー理工学研究所に置く事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学生存圏研究所規程 (平成16年達示第36号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p> <p>第11条 生存圏研究所に置く事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学防災研究所規程 (平成16年達示第37号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p> <p>第11条 防災研究所に置く事務組織及び技術室については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(事務組織)</p> <p>第9条 化学研究所の事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p> <p>(事務組織)</p> <p>第8条 再生医科学研究所の事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p> <p>(事務組織)</p> <p>第8条 エネルギー理工学研究所の事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p> <p>(事務組織)</p> <p>第11条 生存圏研究所の事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p> <p>(事務組織)</p> <p>第11条 防災研究所の事務組織及び技術室については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">京都大学基礎物理学研究所規程 (平成16年達示第38号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p> <p>第8条 基礎物理学研究所に置く事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。 (後 略)</p>	<p>(事務組織)</p> <p>第8条 基礎物理学研究所の事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学ウイルス研究所規程 (平成16年達示第39号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p> <p>第8条 ウイルス研究所に置く事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。 (後 略)</p>	<p>(事務組織)</p> <p>第8条 ウイルス研究所の事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学経済研究所規程 (平成16年達示第40号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p> <p>第8条 経済研究所に置く事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。 (後 略)</p>	<p>(事務組織)</p> <p>第8条 経済研究所の事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学数理解析研究所規程 (平成16年達示第41号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p> <p>第12条 数理解析研究所に置く事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。 (後 略)</p>	<p>(事務組織)</p> <p>第12条 数理解析研究所の事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学原子炉実験所規程 (平成16年達示第42号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p> <p>第9条 原子炉実験所に置く事務組織及び技術室については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。 (後 略)</p>	<p>(事務組織)</p> <p>第9条 原子炉実験所の事務組織及び技術室については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学霊長類研究所規程</p>	

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">(平成16年達示第43号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p> <p>第9条 霊長類研究所に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(事務組織)</p> <p>第9条 霊長類研究所の事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学東南アジア研究所規程 (平成16年達示第44号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p>	<p>(事務組織)</p>
<p>第8条 東南アジア研究所に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学 i P S 細胞研究所規程 (平成22年達示第49号)</p>	<p>第8条 東南アジア研究所の事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p>
<p>(前 略) (事務組織)</p> <p>第8条 iPS細胞研究所に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(事務組織)</p> <p>第8条 iPS細胞研究所の事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学学術情報メディアセンター規程 (平成16年達示第46号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p>	<p>(事務組織)</p>
<p>第8条 学術情報メディアセンターの事務は、情報部情報推進課において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第8条 学術情報メディアセンターの事務組織については、<u>京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</u></p>
<p style="text-align: center;">京都大学放射線生物研究センター規程 (平成16年達示第47号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p>	<p>(事務組織)</p>
<p>第7条 放射線生物研究センターに置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第7条 放射線生物研究センターの事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学生態学研究センター規程 (平成16年達示第48号)</p>	

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (事務組織) 第9条 生態学研究センターに置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学地域研究統合情報センター規程 (平成18年達示第11号)</p> <p>(前 略) (事務組織) 第7条 地域研究統合情報センターに置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学野生動物研究センター規程 (平成20年達示第3号)</p> <p>(前 略) (事務組織) 第8条 野生動物研究センターに置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学高等教育研究開発推進センター規程 (平成16年達示第52号)</p> <p>(前 略) (目的) 第2条 高等教育研究開発推進センターは、高等教育における教授法、教育課程、教育評価等、教授システムに関する実践的研究を行う。 2 高等教育研究開発推進センターは、本学の教育活動の改善について、専門的立場から助言及び協力を行う。 3 前2項に定めるもののほか、高等教育研究開発推進センターは、その研究成果に基づき高等教育研究開発推進機構の行う全学共通教育の企画、開発及び実施の支援を行う。 4 前3項に定めるもののほか、高等教育研究開発推進センターは、その研究成果に基づいて有する教育内容及び方法の改善に係る機能について、他の大学の利用に供するものとする。 (中 略) (事務組織) 第8条 高等教育研究開発推進センターの事務は、学務部共通教育推進課において処理する。</p>	<p>(事務組織) 第9条 生態学研究センターの事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p> <p>(事務組織) 第7条 地域研究統合情報センターの事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p> <p>(事務組織) 第8条 野生動物研究センターの事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p> <p>(目的) 第2条 2 } (同 左) 3 前2項に定めるもののほか、高等教育研究開発推進センターは、その研究成果に基づいて有する教育内容及び方法の改善に係る機能について、他の大学の利用に供するものとする。 (事務組織) 第8条 高等教育研究開発推進センターの事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学総合博物館規程 (平成16年達示第53号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p>	<p>(事務組織)</p>
<p>第6条 <u>博物館の事務は、渉外部渉外企画課において処理する。</u></p>	<p>第6条 <u>博物館の事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</u></p>
<p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学低温物質科学研究センター規程 (平成16年達示第55号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p>	<p>(事務組織)</p>
<p>第8条 <u>低温物質科学研究センターに置く事務組織</u>については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p>	<p>第8条 <u>低温物質科学研究センターの事務組織</u>については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p>
<p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学フィールド科学教育研究センター規程 (平成16年達示第56号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p>	<p>(事務組織)</p>
<p>第8条 <u>フィールド科学教育研究センターに置く事務組織</u>については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p>	<p>第8条 <u>フィールド科学教育研究センターの事務組織</u>については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p>
<p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学福井謙一記念研究センター規程 (平成16年達示第57号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p>	<p>(事務組織)</p>
<p>第8条 <u>福井謙一記念研究センターに置く事務組織</u>については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p>	<p>第8条 <u>福井謙一記念研究センターの事務組織</u>については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p>
<p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学こころの未来研究センター規程 (平成19年達示第6号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p>	<p>(事務組織)</p>
<p>第7条 <u>こころの未来研究センターに置く事務組織</u>については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p>	<p>第7条 <u>こころの未来研究センターの事務組織</u>については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p>
<p>(後 略)</p>	

改 正 前	改 正 後
京都大学文化財総合研究センター規程 (平成20年達示第4号)	
(前 略) (事務組織)	(事務組織)
第7条 文化財総合研究センターに置く事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。 (後 略)	第7条 文化財総合研究センターの事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。
京都大学図書館機構規程 (平成17年達示第17号)	
(前 略)	
第6条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。	第6条
(1) 総長が指名する理事 1名	(1)
(2) 機構長	(2)
(3) 副機構長	(3)
(4) 附属図書館宇治分館長	(4)
(5) 各研究科の長又は教授 各1名	(5)
(6) 各研究所の長又は教授 各1名	(6)
(7) センター(学術情報メディアセンターを除く。)の長又は教授 若干名	(7)
(8) 情報環境機構長又は学術情報メディアセンターの教授 1名	(8)
(9) 高等教育研究開発推進機構長又は副機構長 1名	(9) 国際高等教育院長又は副院長 1名
(10) 附属図書館事務部長	(10)
(11) その他総長が必要と認める本学の専任教員 若干名	(11)
2 } (略)	2 } (同 左)
3 } (略)	3 } (同 左)
(後 略)	
京都大学物質—細胞統合システム拠点規程 (平成19年達示第54号)	
(前 略) (事務組織)	(事務組織)
第6条 拠点に置く事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。 (後 略)	第6条 拠点の事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。
京都大学カウンセリングセンター規程 (平成16年達示第58号)	
(前 略) (管理運営委員会)	(管理運営委員会)
第5条 カウンセリングセンターに、カウンセリング	第5条 (同 左)

改 正 前	改 正 後
<p>センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、カウンセリングセンター管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 総長の指名する理事</p> <p>(2) 研究科、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授 各1名</p> <p>(3) 研究所及びセンターの教授 若干名</p> <p>(4) 心理学又は精神医学の分野を担当する教授又は准教授 若干名</p> <p>(5) カウンセリングセンターの教員</p> <p>(6) 環境安全保健機構健康管理部門長</p> <p>(7) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>3 4 (委員長) } (略)</p> <p>第6条 2 3 (事務組織)</p> <p>第7条 <u>カウンセリングセンターの事務は、総務部人事課及び学務部学生課において処理する。</u></p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学百周年時計台記念館規程 (平成15年達示第45号)</p> <p>(前 略) (事務)</p> <p>第16条 記念館の管理運営に関する事務は、<u>施設部管理課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における情報公開制度の実施に関する規程 (平成13年達示第7号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 この規程において「法人文書」とは、法第2条第2項に定めるものをいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附属研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち<u>高等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>第2条の2 (略) (開示請求)</p> <p>第3条 法人文書の開示を請求しようとする者（以下</p>	<p>(同 左)</p> <p>2 (1) (2) 研究科、<u>総合生存学館</u>、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授 各1名</p> <p>(3) (4) (5) (6) (7) } (同 左)</p> <p>3 4 (委員長)</p> <p>第6条 2 3 (事務組織)</p> <p>第7条 <u>カウンセリングセンターの事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</u></p> <p>(事務)</p> <p>第16条 記念館の管理運営に関する事務は、<u>施設部プロパティ運用課</u>において処理する。</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附属研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>第2条の2 } (同 左) (開示請求)</p> <p>第3条</p>

改 正 前	改 正 後
<p>「開示請求者」という。)は、所定の開示請求書を開示窓口へ提出して行わなければならない。</p>	
<p>2 前項に定める開示窓口は、<u>総務部総務課</u>に置く。</p> <p>(後 略)</p>	<p>2 前項に定める開示窓口は、<u>総務部法務・コンプライアンス課</u>に置く。</p>
<p align="center">京都大学における個人情報の保護に関する規程 (平成17年達示第1号)</p>	
<p>(前 略) (保護管理者)</p>	<p>(保護管理者)</p>
<p>第4条 保有個人情報を取り扱う部局(各研究科等(研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又はセンター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)をいい、<u>組織規程第53条第1項の事務組織を含む。</u>)又は<u>事務本部の室若しくは課をいう。</u>以下同じ。)に保護管理者を置き、当該部局の長をもって充てる。</p>	<p>第4条 保有個人情報を取り扱う部局(各研究科等(研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又はセンター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)をいい、<u>組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。</u>)、<u>事務本部の課若しくは室又は共通事務部の課若しくはセンターをいう。</u>以下同じ。)に保護管理者を置き、当該部局の長をもって充てる。</p>
<p>2 保護管理者は、当該部局における保有個人情報の管理に関する事務を行う。</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(中 略) (開示請求)</p>	<p>(開示請求)</p>
<p>第20条 法第12条の規定に基づき、保有個人情報の開示を請求しようとする者(以下「開示請求者」という。)は、所定の開示請求書を開示窓口へ提出して行わなければならない。</p>	<p>第20条</p> <p align="center">} (同 左)</p>
<p>2 前項の開示請求書の提出に際しては、法第13条第2項に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>	<p>2</p>
<p>3 第1項に定める開示窓口は、<u>総務部総務課</u>に置く。</p>	<p>3 第1項に定める開示窓口は、<u>総務部法務・コンプライアンス課</u>に置く。</p>
<p>4 前項に定めるもののほか、医学部附属病院(以下「病院」という。)に、病院において管理する診療情報(保有個人情報のうち、診療を目的として医療従事者が作成したものをいう。以下同じ。)に係る請求の処理を行うため、診療情報開示窓口を置く。</p> <p>(後 略)</p>	<p>4 (同 左)</p>
<p align="center">京都大学における法人文書の管理に関する規程 (平成12年達示第12号)</p>	
<p>(前 略) (文書管理者)</p>	<p>(文書管理者)</p>
<p>第11条 部局(各研究科等(研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又はセンター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)をいい、<u>組織規程第53条第1項の事</u></p>	<p>第11条 部局(各研究科等(研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又はセンター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)をいい、<u>組織規程第52条第1項の部</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>務組織を含む。)又は事務本部の室若しくは課をいう。以下同じ。)に文書管理者を置き、当該部局の長をもって充てる。</p> <p>2 (1)～(3) (後 略) } (略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における公益通報者の保護等に関する規程 (平成18年達示第88号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 } (略) 2 } 3 } (1) } (2) }</p> <p>4 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち<u>高等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいい、<u>組織規程第53条第1項の事務組織を含む。</u>）並びに事務本部の各部及び監査室をいう。</p> <p style="text-align: center;">第2章 管理体制 (総括者)</p> <p>第3条 (略) (通報窓口)</p> <p>第4条 本学における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、<u>監査室</u>に、通報窓口を置く。</p> <p>2 通報窓口職員を置き、<u>監査室</u>の職員をもって充てる。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程 (平成15年達示第43号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } (略) (2) } (3) } (4) } (5) }</p>	<p>局事務部等を含む。)事務本部の課若しくは室又は<u>共通事務部の課若しくはセンター</u>をいう。以下同じ。)に文書管理者を置き、当該部局の長をもって充てる。</p> <p>2 (1)～(3) } (同 左)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左) 2 } 3 } (1) } (2) }</p> <p>4 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、<u>組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。</u>）並びに事務本部の各部及び総長室並びに各共通事務部をいう。</p> <p style="text-align: center;">第2章 管理体制 (総括者)</p> <p>第3条 (同 左) (通報窓口)</p> <p>第4条 本学における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、<u>総務部法務・コンプライアンス課</u>に、通報窓口を置く。</p> <p>2 通報窓口職員を置き、<u>総務部法務・コンプライアンス課</u>の職員をもって充てる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左) (1) } (2) } (3) } (4) } (5) }</p>

改正前	改正後
<p>(6) } (略)</p> <p>(7) }</p> <p>(8) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち<u>高等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいい、<u>組織規程第53条第1項の事務組織を含む。</u>）及び事務本部をいう。</p> <p>(9) }</p> <p>(10) } (略)</p> <p>(11) }</p> <p>(後 略)</p>	<p>(6) } (同 左)</p> <p>(7) }</p> <p>(8) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、<u>組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。</u>）、<u>事務本部及び各共通事務部をいう。</u></p> <p>(9) }</p> <p>(10) } (同 左)</p> <p>(11) }</p>
<p style="text-align: center;">京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">(平成17年達示第66号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(部局の長の責務)</p> <p>第4条 部局（各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。この条において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち<u>高等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいい、<u>組織規程第53条第1項の事務組織を含む。</u>）及び<u>事務本部をいう。</u>以下同じ。）の長（事務本部にあつては、総務担当の理事。以下同じ。）は、当該部局におけるハラスメントの防止等に関し総括し、当該部局においてハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(部局の長の責務)</p> <p>第4条 部局（各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。この条において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、<u>組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。</u>）、<u>事務本部及び各共通事務部をいう。</u>以下同じ。）の長（事務本部にあつては、総務担当の理事。以下同じ。）は、当該部局におけるハラスメントの防止等に関し総括し、当該部局においてハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">学生懲戒手続規程</p> <p style="text-align: center;">(昭和27年達示第22号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。</p> <p>(1) 総長の指名する副学長</p> <p>(2) 各研究科、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授のうちから総長が命じた者 若干名</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学補導主事規程</p> <p style="text-align: center;">(昭和30年達示第16号)</p>	<p>(同 左)</p> <p>第3条</p> <p>(1) }</p> <p>(2) 各研究科、<u>総合生存学館</u>、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授のうちから総長が命じた者 若干名</p>

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>第4条 学務部長、学生課長及び<u>奨学厚生課長</u>の職にある者は、補導主事を兼ねる。</p> <p style="text-align: center;">京都大学補導委員規程 (昭和24年達示第19号)</p> <p>第1条 各研究科、地球環境学舎、公共政策教育部及び経営管理教育部に補導委員を置く。</p> <p>第2条 補導委員に、次の者を充てる。各研究科、地球環境学舎、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授、准教授又は講師(常勤)のうちからそれぞれ研究科長、地球環境学舎長、公共政策教育部長及び経営管理教育部長(次条において「研究科長等」という。)の委嘱した者 若干名</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学研究成果有体物取扱規程 (平成19年達示第58号)</p>	<p>第4条 学務部長、学生課長及び<u>課外活動・厚生担当課長</u>の職にある者は、補導主事を兼ねる。</p> <p>第1条 各研究科、<u>総合生存学館</u>、地球環境学舎、公共政策教育部及び経営管理教育部に補導委員を置く。</p> <p>第2条 補導委員に、次の者を充てる。各研究科、<u>総合生存学館</u>、地球環境学舎、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授、准教授又は講師(常勤)のうちからそれぞれ研究科長、<u>総合生存学館長</u>、地球環境学舎長、公共政策教育部長及び経営管理教育部長(次条において「研究科長等」という。)の委嘱した者 若干名</p>
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち<u>高等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。)</u>に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学受託研究取扱規程 (平成16年達示第97号)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>2 (同 左)</p>
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第4</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第4</p>

改 正 前	改 正 後
<p>7条第1項に定める組織のうち<u>高等教育研究開発推進機構及び図書館機構</u>を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>3 (1)～(6) } (略)</p> <p>4 (1)～(11) } (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学民間等共同研究取扱規程 (平成16年達示第98号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 (1)～(2) } (略)</p> <p>2</p> <p>3 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち<u>高等教育研究開発推進機構及び図書館機構</u>を除く。）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>4 (1)～(6) } (略)</p> <p>5 (1)～(11) } (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学寄附金事務取扱規程 (平成16年達示第99号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 (1)～(3) } (略)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち<u>高等教育研究開発推進機構及び図書館機構</u>を除く。）に定める施設等をいう。）並びに事務本部をいう。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程 (平成18年達示第68号)</p> <p>(前 略)</p>	<p>7条第1項に定める組織のうち<u>図書館機構</u>を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>3 (1)～(6) } (同 左)</p> <p>4 (1)～(11) }</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (1)～(2) } (同 左)</p> <p>2</p> <p>3 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち<u>図書館機構</u>を除く。）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>4 (1)～(6) } (同 左)</p> <p>5 (1)～(11) }</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (1)～(3) } (同 左)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち<u>図書館機構</u>を除く。）に定める施設等をいう。）並びに事務本部をいう。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(定義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>2 } 3 } 4 }</p> <p>(1)～(3)</p> <p>5 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち<u>高等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいい、<u>組織規程第53条第1項の事務組織を含む。</u>）並びに事務本部の各部及び監査室をいう。 (後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2 } 3 } 4 }</p> <p>(1)～(3)</p> <p>5 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、<u>組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。</u>）並びに事務本部の各部及び総長室並びに各共通事務部をいう。</p>
<p>京都大学における教職員等の利益相反行為の防止等に関する規程 (平成19年達示第76号)</p>	
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>2 } 3 } 4 }</p> <p>(1)～(2)</p> <p>5 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち<u>高等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいう。 (後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2 } 3 } 4 }</p> <p>(1)～(2)</p> <p>5 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいう。</p>
<p>京都大学における安全保障輸出管理に関する規程 (平成22年達示第67号)</p>	
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(2) } (3) } (4) } (5) } (6) }</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1) } (2) } (3) } (4) } (5) } (6) }</p>

改 正 前	改 正 後																
<p>(7) (略)</p> <p>(8) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、<u>組織規程第53条第1項の事務組織を含む。</u>）並びに事務本部の各部及び監査室をいう。</p>	<p>(7) (同 左)</p> <p>(8) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、<u>組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。</u>）並びに事務本部の各部及び総長室並びに各共通事務部をいう。</p>																
<p>(後 略)</p>																	
<p align="center">京都大学安全衛生管理規程 (平成19年達示第8号)</p>																	
<p>(前 略) (用語の定義)</p>	<p>(用語の定義)</p>																
<p>第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p>	<p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p>																
<p>(7) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、<u>組織規程第53条第1項の事務組織を含む。</u>）及び事務本部をいう。</p>	<p>(7) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、<u>組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。</u>）、<u>事務本部及び各共通事務部をいう。</u></p>																
<p>(中 略)</p>																	
<p>別表第3（第23条関係）</p>	<p>別表第3（第23条関係）</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業場衛生委員会の名称</th> <th>担当事務部等の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>桂事業場衛生委員会</td> <td><u>工学研究科事務部</u></td> </tr> <tr> <td align="center">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業場衛生委員会の名称	担当事務部等の名称	(略)		桂事業場衛生委員会	<u>工学研究科事務部</u>	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業場衛生委員会の名称</th> <th>担当事務部等の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>桂事業場衛生委員会</td> <td><u>桂地区（工学研究科）事務部</u></td> </tr> <tr> <td align="center">(同 左)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業場衛生委員会の名称	担当事務部等の名称	(同 左)		桂事業場衛生委員会	<u>桂地区（工学研究科）事務部</u>	(同 左)	
事業場衛生委員会の名称	担当事務部等の名称																
(略)																	
桂事業場衛生委員会	<u>工学研究科事務部</u>																
(略)																	
事業場衛生委員会の名称	担当事務部等の名称																
(同 左)																	
桂事業場衛生委員会	<u>桂地区（工学研究科）事務部</u>																
(同 左)																	
<p align="center">京都大学化学物質管理規程 (平成19年達示第74号)</p>																	
<p>(前 略) (定義)</p>	<p>(定義)</p>																
<p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p>	<p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p>																

改正前	改正後
<p>(4) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち<u>高等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいい、<u>組織規程第53条第1項の事務組織を含む。</u>）及び事務本部をいう。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(4) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、<u>組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。</u>）、<u>事務本部及び各共通事務部をいう。</u></p>
<p align="center">京都大学自家用電気工作物保安規程 (昭和46年達示第18号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(部局における管理)</p> <p>第4条 部局（各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち<u>高等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）並びに事務本部をいう。以下同じ。）における電気工作物の保安に関しては、当該部局の長（事務本部にあつては、総務担当の理事。以下同じ。）が管理するものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(部局における管理)</p> <p>第4条 部局（各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）並びに事務本部をいう。以下同じ。）における電気工作物の保安に関しては、当該部局の長（事務本部にあつては、総務担当の理事。以下同じ。）が管理するものとする。</p>
<p align="center">京都大学における動物実験の実施に関する規程 (平成19年達示第72号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } (2) } (3) } (4) } (5) } (6) } (略) (7) } (8) } (9) } (10) } (11) } (12) }</p> <p>(13) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (1) } (2) } (3) } (4) } (5) } (6) } (同 左) (7) } (8) } (9) } (10) } (11) } (12) }</p> <p>(13) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定め</p>

改 正 前	改 正 後
<p>に定める組織のうち<u>高等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。</u>)に定める施設等をいう。 (後 略)</p>	<p>る組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。</p>
<p align="center">京都大学排水・廃棄物管理等規程 (昭和54年達示第11号)</p>	
<p>(前 略) (定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第2条 } (略)</p>	<p>第2条 } (同 左)</p>
<p>3 この規程において「部局等」とは、各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち<u>高等教育研究開発推進機構及び図書館機構を除く。</u>)に定める施設等をいう。)並びに事務本部をいう。 (後 略)</p>	<p>3 この規程において「部局等」とは、各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)並びに事務本部をいう。</p>
<p align="center">京都大学危機管理規程 (平成23年達示第64号)</p>	
<p>(前 略) (定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p>	<p>第3条 }</p>
<p>(1) } (略)</p>	<p>(1) } (同 左)</p>
<p>(2) } (略)</p> <p>(3) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)をいい、<u>組織規程第53条第1項の事務組織を含む。</u>)及び事務本部をいう。</p>	<p>(2) }</p> <p>(3) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)をいい、<u>組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。</u>)、事務本部及び各共通事務部をいう。</p>
<p>(4) } (略)</p> <p>(5) } (略)</p> <p>(6) } (略)</p> <p>(7) } (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(4) } (同 左)</p> <p>(5) } (同 左)</p> <p>(6) } (同 左)</p> <p>(7) } (同 左)</p>
<p align="center">京都大学防火規程 (昭和43年達示第9号)</p>	
<p>(前 略)</p>	
<p>第2条 この規程において「部局」とは、各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程</p>	<p>第2条 この規程において「部局」とは、各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち<u>高等教育研究開発推進機構及び図書館機構</u>を除く。)に定める施設等をいう。)並びに事務本部をいう。</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 } (後 略)</p>	<p>(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)並びに事務本部をいう。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。</p>